

第2次佐賀県動物愛護管理推進計画

～人と動物が共生できる社会の実現を目指して～



平成26（2014）年3月

佐賀県

目 次

はじめに

第1 計画策定の考え方	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 対象地域及び期間	
第2 計画の基本方針	2
1 飼い主の社会的責任の徹底	
2 事業者の社会的責任の徹底	
3 連携・協働による施策の推進	
4 致死処分数減少への取組	
5 県民と動物の安全の確保	
第3 課題への具体的取組	6
1 飼い主の社会的責任の徹底	
（1）適正飼養の普及啓発の強化	
（2）犬の適正飼養の徹底	
（3）猫の適正飼養の徹底	
（4）犬、猫以外のペットの適正飼養の徹底	
（5）多頭飼養者等への指導の強化	
2 事業者の社会的責任の徹底	9
（1）動物取扱業の監視の強化	
（2）動物取扱業への指導事項の拡大	
（3）動物取扱業の資質の向上	
（4）実験動物施設への普及啓発	
（5）畜産業者等への指導	
（6）身体障害者補助犬法の普及啓発等	
3 連携・協働による施策の推進	12
（1）動物愛護推進員制度の活用（民間ボランティア）	
（2）動物愛護団体との協働	
（3）県・市町・県獣医師会の連携の強化	
（4）教育機関との連携	
（5）動物愛護思想の普及啓発	

4 致死処分減少への取組	16
(1) 譲渡拡大のための仕組みづくり	
(2) 犬、猫の引取り手数料の設定	
(3) 引取り場所の削減及び終生飼養の指導	
(4) 飼い主への返還率の向上	
5 県民と動物の安全の確保	18
(1) 動物由来感染症対策	
(2) 災害時対策	
第4 計画の推進	20
1 計画の周知	
2 計画の実施体制の整備	
3 市町との連携推進	
4 関係団体との連携推進	
5 達成状況の評価と計画の見直し	

はじめに

～人と動物が共生できる社会の実現を目指して～

県では、平成20年3月31日に、人と動物が共生できる社会の実現を目指して、「飼い主の社会的責任や事業者の社会的責任の徹底」、「連携・協働による施策の推進」、「致死処分数減少への取組」などを基本方針とした「佐賀県動物愛護管理推進計画」を策定しました。

時を同じくして制定した「佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例」では、犬、猫を合わせて6頭以上飼養する飼い主を「多頭飼養者」と規定しており、動物の適正飼養等についての規制強化を行っています。動物愛護法に規定する動物取扱業者に対しても、動物の適正な取扱、施設の適正な維持管理について立入指導等を行ってきたところです。

また、佐賀県動物愛護推進協議会の設置、動物愛護推進員による住民への動物適正飼養の普及啓発、市町における講習会やホームページ等を通じた動物適正飼養の啓発など、民間ボランティア、関係機関等との連携・協働を図り、動物愛護施策の推進に努めてきました。

加えて、保護している犬、猫の飼養期間を延長し、ホームページ等で新しい飼い主を捜すといった取組を進めてきた結果、処分される犬、猫は、平成16年度に5,848頭であったものが、平成24年度には2,552頭（約44%）と着実に減少してきています。

一方、平成23年3月に発生した東日本大震災では、災害時における犬、猫等の動物の避難、保護等対策の課題が浮き彫りとなりました。普段から、動物には所有者を明らかにするための迷子札等を装着しておくこと、犬では無駄吠えしないなどのしつけができていくこと、周辺自治体や関係団体との災害時の協力体制を確立しておくことなどが重要な課題となっています。

平成25年9月から改正施行された動物愛護管理法では、動物の所有者は動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）に努めなければならないことが明記され、県でも、相当の事由がなければ犬、猫は引取らないこととしています。動物の飼養に先立っては、長年にわたり飼養していくことを念頭に、住宅環境、家族構成の変化などを考慮する必要があります。

さらに、改正された動物愛護管理法では、営利を目的とせず法令等で定める頭数以上の動物を飼養し、譲渡、展示等を行う場合には第二種動物取扱業としての届出が義務付けられています。

今後県としては、動物の終生飼養及び災害時対策等への取組に重点を置き、本計画を推進していく考えです。このためには、関係行政機関、関係団体だけではなく県民の方々の積極的なご協力が必要ですので、よろしくお願ひいたします。

本計画は、10年を見据えて策定された総合的なものですが、概ね5年を目処に見直すこととしており、今回、社会的状況、計画の進捗状況や法令等の改正を踏まえ、必要な事項について計画の見直しを行いました。

平成26年3月31日
佐賀県

第 1 計画策定の考え方

1 計画策定の趣旨

佐賀県動物愛護管理推進計画（以下、「本計画」という。）は、少子高齢化、核家族化、動物（ペット）に対する意識の変化等による今日の動物を取り巻く社会情勢を踏まえ、飼い主、動物取扱業者、動物の愛護活動を行っている団体等（以下、「動物愛護団体」という。）、地域の住民など、動物に関わるすべての人々による、人と動物が共生できる社会の実現に向けて、県が取り組む具体的な計画として策定しています。

2 計画の位置づけ

本計画は、佐賀県の実情を踏まえた上で、動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）第 6 条に基づく、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下、「基本指針」という。）に即した計画です。

計画では、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行い、計画的かつ統一的に施策を遂行していきます。

3 対象地域及び期間

(1) 対象地域

佐賀県全域

(2) 期 間

本計画の期間は、基本指針との体系的な整合性を確保するため、平成 26（2014）年度から平成 35（2023）年度までの 10 年間とします。

第2 計画の基本方針

1 飼い主の社会的責任の徹底

飼い主は、動物を所有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように注意するとともに、動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（終生飼養）に努めなければなりません。楽しい時も苦しい時も共に過ごし、長い時間、生活を共にする、このことは人と動物の共生の根本でもあります。

具体的には、犬の放し飼い、犬の散歩中のふんの放置及び動物の鳴き声等の迷惑防止措置並びにみだりな繁殖の防止、猫の屋内飼養の促進及び所有者がいない動物に対する自分勝手な思い込みによる餌やり行為の防止等が必要です。

佐賀県においては、苦情・相談件数は減少傾向にあるものの、犬や猫の多頭飼養による周辺住民への迷惑問題の発生があるのも事実です。

こうしたことから、平成20年3月に制定した佐賀県動物の愛護及び管理に関する条例（以下、「条例」という。）では、犬や猫を合わせて6頭以上飼養している者（以下、「多頭飼養者」という。）の規制強化を行うとともに、関係行政機関、県獣医師会、教育関係機関、動物愛護団体、関係業界及び地域団体等と相互に連携を図り、人と動物が共生できる社会の実現を目指して「動物の適正飼養管理と飼い主のマナーアップ」の徹底指導と啓発に取り組んでいきます。

2 事業者の社会的責任の徹底

平成24年に改正された動物愛護管理法では、平成25年9月から、従来の動物取扱業者は第一種動物取扱業者と名称が変更され、罰則の強化や行政への定期的な飼養管理に係る報告義務が課せられました。また、営利性を持たず法令等に定める頭数以上に動物を飼養し、譲渡や展示等を行う者も、第二種動物取扱業者として届出の義務が規定されました。

佐賀県においては、平成18年11月に発生した動物取扱業者による犬の不適正な飼養管理問題を踏まえ、動物の適正な取扱を確保するという動物愛護の観点に立って、問題発生の未然防止、発生時の早期対応を重要課題として位置づけ、このための監視・指導の強化及び動物愛護推進員等の協力体制の整備に努めていきます。

また、優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上に取り組んでいきます。

3 連携・協働による施策の推進

動物愛護管理に関する課題は、マナーの悪い飼い主による周辺住民への迷惑問題、動物愛護思想の欠如による虐待や遺棄などの問題及び動物取扱業者の不適正飼養等の問題など多岐にわたっています。これらの課題に対して県や市町などの関係行政機関にとどまらず、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得て、実施主体の役割分担を明確化し、連携・協働による取組を推進していくことが必要です。

(1) 佐賀県の役割

県には、犬の捕獲収容及び返還、犬・猫の引取り及び譲渡、動物取扱業の登録と監視指導の他に、動物由来感染症対策、災害時の被災動物救援等、広域的・専門的な役割があります。動物愛護管理推進の中核として、関係行政機関、警察、県獣医師会、教育関係機関、動物愛護団体、関係業界及び地域団体等の関係者と連携し、計画全体の着実な進行管理の役割を果たしていく必要があります。

(2) 市町の役割

動物愛護管理に関する課題の多くは地域社会に密着したものであり、そうした課題解決には、地域の事情に精通した市町の役割が重要となります。したがって、市町は県の課題解決に協力し、この計画に基づき地域における動物の飼い主や住民に対する普及啓発を推進する必要があります。

また、震災等の災害発生時には、市町が設置する避難所等に飼い主が動物を同行して避難してくることが想定されることから、動物の取扱について、災害時におけるペットの救護対策ガイドライン（平成25年6月 環境省）等を参考に、一定のルール等を設ける必要があります。

(3) 動物の飼い主の役割

動物の飼い主は、動物が命あるものであることを十分に認識し、適正な飼養管理に努めるとともに、「人と動物が共生できる社会」の実現のために、終生飼養、みだりな繁殖の防止、安易な遺棄等をしないなど、飼い主の責任について十分理解し、それを実行することが期待されています。そのためには、飼養開始前の段階から、動物の問題行動の可能性、飼養に要する経費、高齢動物の世話などについても、十分理解して対応しておく必要があります。また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう、主体的に行動していく必要があります。

(4) 動物取扱業者の役割

適正な施設の維持管理と動物の取扱い、購入者への動物飼養に関する重要事項の説明、売買の記録と保管等を確実に実施するとともに、購入者に飼い主責務の浸透を図るなどして、「人と動物が共生できる社会」の実現の一翼を担う社会的な役割を果たしていく必要があります。

(5) 県民の役割

人が動物に対して抱く感情は様々であることを前提として、地域コミュニティの中で動物を愛護すべきと考える人と動物に対して必ずしも好意を持たない人との相互理解を進め、我慢や対立ではなく、受容と調和による関係を築いていく努力が必要です。

(6) 佐賀県獣医師会の役割

公益的な職能団体として専門的な立場から、動物の保健衛生並びに適正管理の面においてこの計画を推進する役割を果たしていくことが期待されています。

(7) 動物愛護推進員（動物愛護民間ボランティア）の役割

動物愛護に熱意と識見を有する県民の中から知事が委嘱する動物愛護推進員には、地域における動物愛護の中心的な役割を果たすことが期待されており、動物愛護管理法第38条により次の活動を行うこととされています。

- ・ 犬猫等の動物の愛護と適正飼養の重要性の住民への普及啓発
- ・ 住民の求めに応じた、犬猫等のみだりな繁殖の防止措置に関する助言
- ・ 犬猫等の譲渡のあっせん、その他の必要な支援
- ・ 行政が行う動物愛護管理施策への必要な協力
- ・ 災害時に行政が行う犬猫等の動物の避難、保護等に関する施策への必要な協力

(8) 動物愛護団体、関係団体等の役割

動物愛護団体や関係団体の役割の多くは、動物愛護推進員の役割と共通していますが、とりわけ動物愛護団体は、行政の動物愛護管理施策への協力や独自事業の実施を通じて、県や市町のパートナーとして「人と動物が共生できる社会」を目指した社会づくりを牽引していくことが期待されています。

(9) 学校等教育関係機関の役割

学校をはじめとする教育関係機関は、幼児・児童に対する動物愛護教育及び学校飼育動物の適正な飼養管理に努め、この計画を推進します。

4 致死処分数減少への取組

さらなる致死処分数の減少に向けて、適正な飼養の普及により、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにすること等に加え、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネットなどを活用しながら取り組んでいきます。

5 県民と動物の安全の確保

動物由来感染症とは動物から人に感染する病気の総称であり、ミドリガメなどとの接触によるサルモネラ感染症から国内では発生の無いエボラ出血熱まで多くの感染症があります。平常時から動物の取扱と動物由来感染症の正しい知識の普及啓発の推進を図るとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づく届出や情報収集について関係機関と情報共有や連絡体制の整備を行います。

また、災害時対策として、地域防災計画等における動物の取扱い等に関する位置づけの明確化を通じて、動物の救護等が適切かつ円滑に行うことができるような体制の整備及び逸走防止や所有者明示等の所有者責任の徹底に関する措置を推進します。

第3 課題への具体的取組

1 飼い主の社会的責任の徹底

現状と課題

(1) 動物に関する苦情・相談

犬に関する苦情・相談は平成9年度以降多少減少していますが、猫に関する苦情・相談は増加傾向にあります。犬の放し飼いや散歩中の糞の放置等の不適切な動物の管理に起因する様々な苦情・相談が多数を占めています。

また、その他のペットの苦情・相談としては、ウサギや爬虫類の遺棄等の苦情・相談が寄せられております。

(2) 犬の狂犬病予防注射接種率の低下

平成10年度の狂犬病予防注射接種率は、全国が82%、佐賀県が85%でしたが、平成23年度には全国72%、佐賀県は69%まで低下しています。全国の飼養頭数は、ペットフード工業会の調査によると平成23年度の登録数の1.7倍の約1,150万頭と推計されていることから、佐賀県においても相当数の未登録の犬が飼養されていると考えられます。

(3) 犬の咬傷事故の発生状況

平成24年度には46件の届出があり、約10年前からほとんど変わりません。事故の多くは、「配達・訪問中」「通行中」「犬に手を出した」であり、犬のしつけや他者に対する配慮の不足等が主な原因となっています。

(4) 地域猫への取組

住宅地や公園等に住みついている飼い主のいない猫を単に排除するのではなく、猫にも命があるのだという考えに基づき、地域住民の合意のもとに一定のルールを作り飼養管理していこうという考えがあります。このようにして、適正に飼養管理されている猫を「地域猫」といいます。

佐賀県では、適正な飼養管理を行わずに、飼い主のいない猫にエサを与えることによって迷惑問題が発生しており、「地域猫」への取組が必要と考えております。

(5) 多頭飼養者等による周辺住民への迷惑問題

動物の多頭飼養による鳴き声や悪臭の問題に対しては、動物愛護管理法及び条例の規定に基づき、立入調査、指導を行っています。しかし、明らかに動物愛護管理法や

条例に違反していると認められないケースでは、住民相互の話し合いや理解が必要であり、解決まで時間がかかる場合もあります。

具体的な取組

飼い主に対して動物を飼い始める前の段階から、動物の問題行動の可能性、飼養に要する経費、高齢動物の世話などについて十分理解させ、また、地域社会のルールを遵守し、飼養動物が地域の一員として受け入れられるよう社会的責任についての啓発を行うことにより、平成 29 年度までに動物に関する苦情・相談件数の 25%削減を図ります。(平成 18 年度比較)

(1) 適正飼養の普及啓発の強化

① 安易な飼養防止の普及啓発

安易な飼養を防止するために譲渡時の講習会において、病気になった場合や飼養にかかる経費、繁殖制限の必要性、問題行動の可能性、幼齢動物の社会性獲得の問題、高齢動物の世話の問題など、飼い主の負担と責任に関する普及啓発を実施します。また、動物販売業者の販売説明の中で飼い主への普及啓発の協力を働きかけていきます。

② 普及啓発活動の場の拡大

飼い主に対する普及啓発の機会を広げるため、行政機関の窓口だけでなく、関連団体との協力により、ペット用品販売施設、動物取扱業、動物病院等の飼い主がよく利用する施設にポスター、パンフレットを置くなど、普及啓発を行う場を拡大していきます。

③ ホームページを活用した普及啓発

県のホームページを活用することに加え、動物愛護団体等のブログを活用していきます。

④ 動物の遺棄・虐待への対応

動物の遺棄を未然に防止するため、捨て犬や捨て猫の多い場所に注意喚起の掲示物を設置するなど、普及啓発の手法を見直していきます。

また、虐待を疑う事例が発生した場合は、市町や動物愛護推進員と連携し、原因究明及び再発防止に努めます。

⑤ ペット相談窓口の充実

ペットの多様化によりペットに関する様々な問題等も発生していることから、これらの問題に関するアドバイスが出来る職員を養成し、ペット相談窓口の充実を図ります。

⑥ 所有者明示（個体識別）措置の推進

犬における鑑札・注射済票の装着の徹底を図るとともに、犬以外の動物についても所有者明示の実施の推進、特にマイクロチップ装着について積極的な普及推進に

取り組みます。

⑦ 不妊・去勢手術の普及啓発

人間社会で生きる動物たちは、不妊・去勢手術により過剰繁殖を防ぐことは、結果として多くの罪もない命を救うことができるばかりでなく、動物の健康管理と行動学的に有益であることを普及啓発します。

⑧ 佐賀すこやか犬猫飼養マップ（仮称）の作成（新規）

犬猫の飼養に関する悩みや心配があるときの相談先等を記載したマップを作成して、飼い主がよく利用する施設に置き、犬猫を飼養する飼い主の応援をします。

年度	26	27	28	29	30	31以降
佐賀すこやか犬猫飼養マップ（仮称）の作成	ワーキンググループで検討		各施設等に設置			

（２）犬の適正飼養の徹底

① 登録・狂犬病予防注射接種率の向上

狂犬病予防注射と登録・注射済票交付を同時に行えるなど、飼い主が手続きしやすい環境を整備することによって、登録と狂犬病予防接種が確実に行われるよう、県が調整役となり市町における動物病院への事務委託の普及を行います。

② 咬傷事故の未然防止の徹底

咬傷事故は、死亡事故にもなりかねない重大な問題であることを飼い主に認識してもらうため、重大事故の事例や、犬と飼い主とが良好な信頼関係を築くためのしつけ方法を盛り込んだテキストを作成し、しつけ教室や譲渡会などでの活用を図ります。

③ 地域のルール遵守の普及啓発

犬の放し飼いや糞の放置については、県内各市町の条例により禁止されておりますが、犬を飼う上での最低限のマナーであることは言うまでもありません。これらのことを周知徹底するとともに、市町、動物愛護推進員、地域団体等との連携により、飼い主への指導を行っていきます。

（３）猫の適正飼養の徹底

① 屋内飼養及び繁殖制限の推進

屋内飼養の推進を図るため、交通事故や感染症の予防などの屋内飼養の利点について啓発するパンフレット等を作成して配布するとともに、市町と連携して、広報誌等を活用した普及啓発の実施を図ります。

なお、屋内飼養できない場合は、原則として不妊・去勢手術などの繁殖を制限するための措置を講じるよう普及啓発を図ります。

また、首輪等の個体標識の装着に関しても、災害発生時においても飼い主がすぐに判明するなどの利点を、同様に周知していきます。

② 地域猫への取組み

県は地域猫の取組みを既に実施している市町と協力し、他市町への普及を図っていきます。また、飼い主のいない猫の愛護と管理の両立を目指したガイドライン等を作成し、関係機関と連携して、ガイドライン等を参考に飼い主のいない猫対策に取り組めます。

(4) 犬、猫以外のペットの適正飼養の徹底

犬、猫以外のペットの適正飼養の徹底については、犬や猫と併せて普及啓発を行い、遺棄や虐待の防止に努めます。

(5) 多頭飼養者等への指導の強化

多頭飼養に対する周辺住民からの苦情や、飼養頭数の増加により適正飼養が困難になることを未然に防ぐために指導マニュアルを作成し、適正な飼養ができるよう指導に努めます。

なお、指導に従わない多頭飼養者等に対しては、動物愛護管理法及び条例の規定に基づき通知や勧告等を行い、多頭飼養者等による周辺住民への迷惑問題の解決に努めます。

2 事業者の社会的責任の徹底

現状と課題

(1) 動物取扱業

① 登録施設数

平成18年6月1日に改正動物愛護管理法が施行され、平成19年6月1日から登録制となりました。さらに、平成25年9月1日からは従来の動物取扱業が第一種動物取扱業に名称変更され、飼養施設を有し一定数以上の動物を非営利で取り扱う場合には第二種動物取扱業として届出が義務付けられました。平成25年11月末現在、第一種動物取扱業として257施設が登録されており、また、第二種動物取扱業として10施設が届出されています。

② 法改正による規制強化

平成17年12月の法改正により従前の届出制が登録制となり、悪質な業者について登録及び更新申請の拒否、登録の取消及び業務停止の命令措置が設けられました。また、事業所ごとに「動物取扱責任者」の選任及び「動物取扱責任者研修」の受講

が義務付けられました。

さらに、平成24年9月の法改正により犬猫等健康安全計画、幼齢動物の繁殖業者からの引渡し禁止、所有状況の帳簿記載と報告、獣医師との連携確保等、罰則規定の強化などが行われました。第二種動物取扱業は届出ではありますが、第一種動物取扱業とほぼ同様の義務や罰則があります。

(2) 実験動物及び産業動物

実験動物の飼養等については各大学や研究機関等で継続的あるいは必要に応じて一時的に行われていると考えられます。このため、現在、飼養実態の無い施設も含めて広く啓発を行っていく必要があります。産業動物については関係機関と協力して、農家への啓発等を行っていきます。

(3) レストラン等における身体障害者補助犬への対応状況

補助犬は、目や耳、からだの不自由な人のために働く盲導犬、聴導犬及び介助犬のことですが、日本では、まだ理解が十分ではなく、全国的にレストランなどで補助犬同伴の入店を拒否されたというニュースが散見されました。そこで、平成14年10月に「身体障害者補助犬法」が施行され、公共施設や交通機関への同伴が可能となり、さらに平成15年10月からはデパートやスーパー、ホテル、飲食店などの一般的な施設にも同伴できるようになりました。

これらのことを広く関係事業者を理解してもらうため、「身体障害者補助犬法」の普及啓発を図っていく必要があります。

具体的な取組

(1) 動物取扱業の監視の強化

① 事業者評価に基づく重点監視の実施

事業者に対する監視指導を効率的に行うために、事業者評価制度を構築し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価結果に応じて事業者に対して重点的な監視指導を実施していきます。また、事業者からの情報収集を行い無登録業者の徹底的な排除に務めます。

② 新たな制度の着実な運用（新規）

犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等について監視指導に努めます。

③ 動物愛護推進員との協働による効果的な監視指導の実施

地域での動物取扱業の状況を把握できる動物愛護推進員からの情報を監視指導に生かすため、情報提供に協力できる動物愛護推進員を募って連携することにより、

効果的な監視指導を実施していきます。

年度	26	27	28	29	30	31以降
新たな制度の着実な運用	通常及び更新時に重点的に監視					

(2) 動物取扱業への指導事項の拡大

① 飼い主の自覚と負担に関する説明の徹底

動物販売業者が購入者に対して法令に基づく説明を行う際に、終生飼養の責務や犬の登録等の実施、飼養するための費用負担、問題行動の可能性など、動物を飼う前に理解しておかなければならない事項について、適切に説明を行うよう指導を徹底していきます。

② 必要書類の作成・保管等の確認（新規）

犬猫の繁殖や販売に係る動物取扱業者に対しては、幼齢動物の引渡し禁止、犬猫等健康安全計画、所有状況の帳簿記載と報告、獣医師との連携確保等、保管書類のチェックや実際に販売されている犬猫の確認等、規定の遵守の確認に努めます。

③ 特定動物の販売に係る説明

第一種動物取扱業者が法令等に定める特定動物を販売する際には、購入者（飼い主等）の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導します。

年度	26	27	28	29	30	31以降
必要書類の作成・保管等の確認	通常及び更新時のチェック及び報告指導の徹底					

(3) 動物取扱業の資質の向上

① 動物取扱責任者研修の充実及び受講料の設定

動物取扱責任者に、法令や動物の取扱に関する最新の情報を提供し、基準の遵守について指導するとともに、講義の後にテストやアンケート等で理解度の確認を行い、研修内容の充実を図っていきます。

また、動物取扱責任者の初回受講者向けには、基本的な法令等に関する知識と求められる社会的責務についての内容を加えるなど、必要とされる知識がトータルで習得できるよう、カリキュラムを工夫し、研修の効果を高めていきます。

なお、研修会充実及び受益者負担の観点から、一定額の受講料を徴収していきます。

② 動物取扱業の資質向上支援

動物愛護の観点から、水準の高い動物の取扱いを行う事業者が県民に選択され、業界全体のレベル向上に事業者が自ら取り組んでいけるよう、事業者団体や動物愛護団体等と連携し、業界の育成支援を行っていきます。

(4) 実験動物施設への普及啓発

実験動物の適正な取扱いの推進については、実験動物を飼養している施設のみならず、広く大学、研究機関等に、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」を周知していきます。また、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している「3Rの原則」（代替法の活用 Replacement、使用数の削減 Reduction、苦痛の軽減 Refinement）を踏まえた適切な措置を講じる必要性についての普及啓発も行っていきます。

(5) 畜産業者等への指導

畜産業者、養鶏業者等に対して、関係課との連携により、家畜、家禽などの産業動物の適正な取扱いや施設の管理について指導を行うとともに、「産業動物の飼養及び保管に関する基準」を周知徹底していきます。

また、災害時における産業動物の取扱いについても、関係課と情報共有を図りつつ所有者等への周知を進めていきます。

(6) 身体障害者補助犬法の普及啓発等

県では、補助犬を使用する身体障害者のレストラン等の施設の利用の円滑化を図り、もって身体障害者の自立及び社会参加の促進を支援することを目的として、補助犬について県民のより一層の理解を深めるため、飲食店や旅館等の関係機関へパンフレットの配布等を行い、普及啓発の推進に務めます。

また、しつけができた優良な家庭犬などについても飲食店や旅館等の理解が得られ、飼い主が同伴で利用可能となるよう普及啓発の推進に務めます。

3 連携・協働による施策の推進

現状と課題

(1) 動物愛護推進員制度の活用（民間ボランティア）

動物の愛護管理に関する取組については、住民の方々の意識や要望等が地域により異なっていることから、その地域の実態に見合った方法で行っていくことが必要です。また、県だけが単独で取り組むのではなく、その地域を十分に理解し、地域に根ざし

た活動を行っている地域団体の力を借り、住民活動として広げていくことが重要です。この地域に根ざした住民活動の中心的な役割を果たすものが動物愛護推進員であり、同推進員の活動を支援する団体が動物愛護推進協議会です。知事が委嘱する動物愛護推進員の活動は、動物の愛護と適正飼養の重要性についての啓発活動の実施や、繁殖制限や所有者明示に関する助言、譲渡のあっせん、災害時の協力等、法に規定された活動を行うことになっています。

動物愛護推進員の委嘱の推進及び動物愛護推進員への技術的な活動支援体制の仕組みや体制づくりが必要です。

(2) 動物愛護団体との協働

動物の愛護管理に関する取組には、関係団体等との協働が重要です。とりわけ動物愛護団体は、人と動物が共生できる社会の実現のためには欠かせない重要な役割を担っています。県では「動物愛護フェスティバルさが」や保健福祉事務所における犬猫譲渡会を動物愛護団体と協働で行っています。また、一部の市町においてははしつけ教室等で動物愛護団体との協働が行われています。

今後、さらに犬や猫の譲渡事業や愛護教育等の事業を拡大していくためには、こうした団体等との協働が必要です。

(3) 県・市町・警察・県獣医師会の連携の強化

動物に関する行政への苦情・相談に対応するためには、感染症、動物の生態及び犬のしつけ方法等に関する知識が必要となるため、県獣医師会の協力のもと動物行政担当職員の資質向上のための研修会を開催するとともに、苦情・相談対応マニュアルを作成し業務の円滑化を図る必要があります。

また、虐待等の動物愛護管理法違反が疑われる場合には、警察と情報共有し、対応していく必要があります。

(4) 教育機関との連携

最近、校内暴力やいじめの問題、更には青少年による残虐な犯罪が世間を驚かすことが多くなってきています。このような事件が起こるたびに、「幼児期の発達と心の教育の重要性」が指摘されています。特に、幼児期における動物との触れ合いの持つ意味は非常に大きく、生命観や動物愛護の精神を育むなどの人格形成に大きな役割を果たすとされています。

しかし、教育現場では、動物の適正な飼養管理に関する知識を持つ専門家がないため、飼養動物が増えすぎたり病気になるなど、その世話に追われ、幼児や児童、教師ともに負担が大きくなり、動物を飼うことへの抵抗感が増幅しかねない現状にあることも事実です。

佐賀県獣医師会では、平成17年度に「学校飼育動物検討委員会」を設置し、アンケートによる学校現場の実態把握や臨床獣医師等を対象とした講習会を開催するなどの取組が行われています。

これからは、こうした取組に対するサポートを行うとともに、関係機関や団体等と協働しながら、教育現場の動物飼養に関する活動への支援が必要です。

(5) 動物愛護思想の普及啓発

動物の愛護の基本は、人においてその生命が大切なように、動物の生命についてもその尊厳を守ることにあります。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、動物の習性を考慮して適正に飼うことのみにとどまるものではありません。命あるものとしてやさしい眼差しを向けることができるような態度がなければ、生命尊重、友愛及び平和の情操へつながるような考えや行動は生まれてこないと考えられます。

県内では、年に数件ではありますが、虐待を疑うような情報が寄せられています。また、動物愛護に対する意識の浸透度合いを推し量る指標ともいえる犬及び猫の引取り頭数については減少傾向にはありますが、未だ3,000頭弱の引取りがあり、飼い主の終生飼養の責任が果たされていない状況にあります。

佐賀県としては、前述の趣旨を踏まえて、関係行政機関、県獣医師会、教育関係機関、動物愛護団体、関係業界及び地域団体等と相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて「県民への動物愛護思想の普及啓発」を積極的に推進することが必要です。

具体的な取組

(1) 動物愛護推進員制度の活用（民間ボランティア）

① 動物愛護推進員の委嘱

ア 地域で動物愛護の熱意と識見を持つ人を市町等から推薦してもらい、動物愛護推進員を委嘱します。

イ 動物愛護推進協議会で動物愛護推進員の活動への支援等を行います。

② 推進員活動を実施するための技術的支援等

ア 推進員養成研修会の開催

イ 推進員実務研修会の開催

ウ 推進員活動マニュアルの作成

エ 推進員活動を支援するための活動支援窓口を各保健福祉事務所に設置

オ ステッカー（動物愛護推進員の証）の作成

(2) 動物愛護団体との協働

① 県事業の協働の推進

現在、県と県獣医師会との共催により実施している「動物愛護フェスティバルさが」や単独で実施している犬、猫の譲渡会等については、動物愛護団体等と協働で進めます。

② 動物愛護団体の活動支援

動物愛護団体が活動しやすいように、イベントの後援、技術支援及び広報支援等を行っていきます。

(3) 県・市町・県獣医師会の連携の強化

① 行政担当者研修会の開催及び苦情・相談対応マニュアルの作成

動物に関する相談や苦情・相談処理等の業務を適切かつ円滑に遂行できるよう、感染症や動物の生態並びに犬のしつけ方法等に関する研修会を開催するとともに、苦情・相談等対応マニュアルを作成し、動物行政担当者へ配布します。

(4) 教育機関との連携

① 動物ふれあい教室の実施

幼児や小学生を対象に教育関係者、佐賀県獣医師会、動物愛護団体等と協働し、命の尊さや動物との正しい接し方等を学ぶ「動物ふれあい教室」を開催していきます。

② 学校飼育動物の適正飼養等に関する研修の実施

学校で動物を飼養することは、子供たちの情操を育むうえで重要なことですが、適切な取扱いがなされない場合は逆効果となってしまいます。このため、佐賀県獣医師会との連携により、教職員等を対象として動物の適正飼養や感染症に関する研修を実施していきます。

(5) 動物愛護思想の普及啓発

動物愛護管理法では毎年9月20日から26日までを動物愛護週間と定めており、県では県民の方々へ、命あるものとしての動物の愛護と適正な飼養について、関心と理解を深めてもらうために、佐賀県獣医師会との共催により「動物愛護フェスティバルさが」を実施しています。

① 動物愛護週間行事における普及啓発活動の強化

動物愛護団体等との協働を推進し、普及啓発活動の強化に務めます。

② 動物愛護管理関係情報の提供機能の強化

県や動物愛護団体等のホームページを活用し、幅広く情報提供を行っていきます。

- ③ 県・市町・県獣医師会の連携の強化
県・市町・県獣医師会の連携強化を図り、動物愛護思想の普及啓発に努めます。
- ④ 幼稚園・小学校等の教育現場における普及啓発活動の支援
(4) ①②の再掲（動物ふれあい教室の実施及び学校飼育動物の適正飼養等に関する研修の開催など）

4 致死処分数減少への取組

現状と課題

佐賀県における犬の致死処分数の推移をみると、平成9年度の15,445頭に対して、平成16年度は2,973頭、平成24年度には462頭と約35分の1に減少しています。一方、猫は平成9年度の2,913頭に対して、平成16年度は2,875頭、平成24年度は2,090頭と減少傾向ではありますが、ここ数年は2,000頭前後で推移しています。このことは、犬の室内飼養が増加するとともに放し飼いが減少したのに対し、猫は未だに屋外飼養や飼い主のいない猫による屋外での繁殖が多いためと考えられます。

なお、平成24年度に捕獲・抑留・引取りされた犬のうち、427頭（48%）が返還・譲渡されましたが、猫の返還・譲渡は44頭（2.1%）であり、ほとんどできていないのが実情です。このことは、譲渡会を開いても猫の譲渡希望者に対して、猫を貰いたいと希望する人が極端に少ないためと考えられます。

今後、致死処分数を減少させるためには、犬、猫の引取り数の減少、返還・譲渡率の向上を図る必要があります。

平成16年度 捕獲引取り等の頭数内訳

	捕獲	引取り	返還	譲渡	致死処分
犬	1,172	2,041	112	128	2,973
猫		2,902		27	2,875
計	1,172	4,943	112	155	5,848

具体的な取組

国の基本指針を踏まえ、犬及び猫の致死処分数の減少に向けて、適正飼養の普及による繁殖制限や遺棄の防止などの施策を展開するとともに、動物愛護団体等との連携強化による返還及び譲渡率の増加を目指し、平成35年度までに犬及び猫の引取り数（狂犬病予防法に基づく犬の捕獲を含む。）の75%削減並びに致死処分数の80%削減を図ります。（平成16年度比較）

(1) 譲渡拡大のための仕組みづくり

① 譲渡事業の協働及び体制の整備等（新規）

犬や猫の譲渡に取り組む動物愛護団体との連携・協働を図り、動物の譲渡を円滑に行うための仕組みを構築していきます。

平成 25 年度から「人と動物のスマイル推進事業」を実施しており、平成 27 年度には譲渡専用施設を武雄市に開所予定です。この施設が動物愛護や譲渡活動の基盤となるように動物愛護推進協議会や動物愛護推進員等の意見を頂きながら、その体制整備等を進めていきます。

② インターネットを活用した譲渡システム

現在、各保健福祉事務所で備え付けている、譲渡したい人と譲り受けたい人とを仲介する「犬猫の譲渡登録システム」をインターネット版としても制作・管理し、多くの県民が利用できるようにします。

③ 譲渡制度の普及啓発

譲渡数の増加を図るために、県が保護した犬猫の動物管理センターでの譲渡について、県ホームページや保健福祉事務所での適正飼養講習会及び市町の窓口等で、新たに犬や猫を飼い始めようとする人へ情報提供していきます。

また、県から譲渡を受けた県民の飼養体験談を県ホームページで公開し、新たに犬や猫を飼い始めようとする人へ県が保護した犬猫の譲渡制度を広く周知していきます。

④ 捕獲犬や引き取った犬、猫の保管期間の延長

狂犬病予防法では、捕獲・抑留後に市町において 2 日間公示し、公示期間満了後 1 日の期間（計 3 日間）を定めて当該犬を処分できるとされています。保管期間が長くなれば飼い主への返還の可能性が高まりますので、条例で保管期間を 7 日以上としています。

また、引き取った犬、猫の保管期間も動物管理センターの収容能力等が許す限り延長し、ワクチン接種等の健康管理を行った上で、県ホームページで情報発信し、新しい飼い主への譲渡の機会を拡大させています。

年度	26	27	28	29	30	31 以降
譲渡事業の協働及び体制の整備等	施設建設	運用開始（譲渡及び適正飼養教育など）				

(2) 犬、猫の引取り手数料の設定

引取り頭数を減らすため、犬、猫の終生飼養を指導するとともに飼い主の安易な放棄を抑止する有効な手段の一つとして、平成 20 年 10 月から犬、猫の引取りを有料化

しています。

(3) 引取り場所の削減及び終生飼養の指導

市町での引取りを廃止し、引取りは曜日を定め各保健福祉事務所のみとしました。また、保健福祉事務所においては、引取りに係る相談に対して、飼い主の責務としての終生飼養の徹底を指導し、安易な引取りは拒否することとしています。

(4) 飼い主への返還率の向上

保管期間の延長、保護している動物のホームページ等を活用した県民に対する情報の提供や所有者明示の有用性の啓発を行い返還率の向上を図ります。

5 県民と動物の安全の確保

現状と課題

(1) 動物由来感染症対策

狂犬病をはじめとする人と動物の共通の病気である動物由来感染症についての正しい知識や、その予防対策について飼い主のみならず県民全体が理解を深める必要があります。

(2) 災害時対策

災害時に備えて、平常時から関係機関が連携し、動物の救護対策を充実強化していく必要があります。

また、動物の所有者（飼い主）に対し、日頃からの災害への備えとして、動物への迷子札等の装着や、ケージの中に入ることを嫌がらない、不必要に吠えないなどのしつけを行うことを周知していく必要があります。

具体的な取組

(1) 動物由来感染症対策

- ① 動物由来感染症に対する正しい知識の普及啓発
- ② 動物由来感染症の情報収集とその提供の実施
- ③ 関係法令に基づく届出や情報共有の体制整備

(2) 災害時対策（新規）

- ① 災害時における愛護動物救護等の近隣自治体との協力体制について、具体的な取り決めを行います。

- ② 近隣自治体との協力体制を踏まえ、県獣医師会、動物愛護団体及び民間ボランティアとの連携を進めます。
- ③ 災害時の動物愛護推進員の役割を明確にし、研修等を行います。
- ④ 災害時に民間ボランティアとして活動していただける方々の事前登録を行います。
- ⑤ 県が行う防災訓練においてペット同行避難等を実施し、問題点等を整理していきます。
- ⑥ ペット動物の災害対策について、飼い主が日ごろから備えておくべきこと等について、県市町が行う適正飼養やしつけ等の講習会及びホームページ等で啓発していきます。
- ⑦ 産業動物・実験動物の災害時対策の徹底として、産業動物飼養施設の管理者に対して、災害発生時の動物の保護と逸走防止対策への取組を推進するよう、庁内関係局と連携して普及啓発を行います。
 また、実験動物施設では、災害発生時に実験動物等が逸走しないようにすることが求められます。実験動物関係団体と連携して、日常点検や動物の保護と逸走防止措置を定めた計画の策定など、自主管理体制の整備状況について情報共有を図っていきます。
- ⑧ 特定動物の災害時対策の徹底として、災害発生時における特定動物の逸走を防止するため、特定動物飼養施設の管理責任者に対して、飼養施設の保守点検を徹底させ、逸走防止措置に関する監視指導を強化します。

年度	26	27	28	29	30	31以降
災害時における近隣自治体との協力体制の具体的な取り決め	各縣市担当者会議		書面等による取り決めの運用開始			
災害時の動物愛護推進員の役割を明確にした研修等	防災訓練への動物愛護推進員の参加、研修資料の配布等					
災害時民間ボランティアの事前登録	実施手法の検討		事前登録開始			

第4 計画の推進

1 計画の周知

この計画を市町、関係機関及び関係団体に通知するとともに、広報、ホームページ等により広く県民に周知し、計画に対する理解と協力を得られるよう努めます。

2 計画の実施体制の整備

(1) 行政機関の対応能力の向上

動物取扱業の監視体制を充実するとともに、業態ごとの業務内容や取り扱われる動物種などの専門的な知識に関する動物行政担当職員の研修会を充実させ、資質向上に努めます。

(2) 連絡調整機能の強化

各種会議の運営や情報提供を通じて、県、市町及び警察等の行政機関や獣医師会、動物愛護団体等との連絡調整機能を強化していきます。

(3) 調査研究の実施

動物の愛護管理と動物由来感染症に関して幅広く調査研究を行い、県や市町の施策に反映させていきます。

3 市町との連携推進

市町の主管課長会や担当者会において定期的な情報交換を行うとともに、動物愛護管理や動物由来感染症に関する新しい情報・知見等の情報提供を行っていきます。

また、市町には獣医師等動物に関する知識を有する専門職員が少ないため、動物愛護管理担当者に対する実務研修や苦情・相談対応マニュアルの作成・提供により、担当者の業務を支援します。

4 関係団体との連携推進

公益社団法人佐賀県獣医師会とは、緊密な連携を取りながら、適切な役割分担のもと協力して、本計画の着実な推進を図ります。

また、個別具体的な課題に対応するため、動物愛護団体等との連絡体制の整備をしていきます。

5 達成状況の評価と計画見直し

本計画は、動物の愛護及び管理に関する施策の着実な推進を図るため、毎年、計画達成状況の点検・評価を行います。また、基本指針の改定等に合わせて、中間的な目標の見直しを行います。